

# 和歌山市まちなかの空き家を活用した 学生専用シェアハウスの整備に係る補助金交付事業

まちなかの空き家を学生専用シェアハウスとして整備する場合、改修に経費の一部を補助します。

## 目的

●まちなかの空き家の活用 ●学生のまちなかへの移住促進

対象となる「まちなかの空き家を活用した学生専用シェアハウス」とは



## まちなか

本町、城北、大新、雄湊等の中心市街地を中心としたまちなか5大学から半径1キロメートル以内の範囲（紀の川以北を除く。）

## 空き家

使用がなされていないことが常態である住宅等（共同住宅等の空室も可）で、学生専用のセーフティネット住宅として登録を受けたもの

事前に住宅政策課にてセーフティネット住宅としての登録を受ける必要があります。

## 学生

市内の大学及び専修学校の専門課程に在学する者

## シェアハウス

入居者専用の2室以上の個室及び入居者共用のリビング、台所、浴室、トイレ、洗面所等から構成された共同居住型賃貸住宅

## ※注意事項

○改修後のシェアハウスは耐震性を確保する必要があります。

○シェアハウスの入居者1人につき、家賃を3万円以下で設定する必要があります。

**1. 応募受付期間** 令和6年5月7日（火）～6月7日（金）※必着

**2. 応募方法**

応募用紙に必要事項を記入のうえ、下記提出先までご提出ください。

**3. 提出先**

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所都市建設局建築住宅部 空家対策課宛て

☎073-435-1091 FAX: 073-435-1277

e-mail: [akiyataisaku@city.wakayama.lg.jp](mailto:akiyataisaku@city.wakayama.lg.jp)

※必ず電話で送達確認を行ってください。

## 問合先

和歌山市空家対策課（本庁舎8階）☎073-435-1091

## 1 補助金交付件数

3室分

※1軒のシェアハウスで、入居者専用個室3室以上を整備する場合には、補助金の枠は1件となります。

※応募多数の場合、1次選定の書類審査後、2次選定を経て交付決定を行います。

## 2 補助金額

補助対象経費の合計額の2/3（上限450万円、整備する入居者専用個室1室当たりの限度額は150万円）

## 3 補助金の対象となる改修事業、工事

まちなかの空き家を学生専用シェアハウスとして改修する事業に係る工事で、交付決定後に実施し、年度内に完了するもの

## 4 補助金の対象となる経費

主に次に掲げる経費が補助対象となります。

- (1) シェアハウスに用途変更するために必要な改修工事に要する経費
- (2) 用途変更に伴い、建築基準法及び消防法に適合させるために必要な改修工事に要する経費
- (3) 耐震改修工事に要する経費

## 5 補助対象者

セーフティネット住宅登録した空き家を学生専用シェアハウスとして改修し、賃貸事業を行う者

## 6 学生専用シェアハウスの条件

- (1) 入居の対象となる住宅確保要配慮者の範囲を学生の単身世帯とするもの
- (2) 入居者の収入が月収158,000円を超えないもの
- (3) 家賃の額を近傍同種の住宅の家賃と均衡を失わない水準以下及び入居者1人につき家賃を30,000円以下で定めるもの
- (4) 補助対象工事の完了後、学生専用シェアハウスとしての管理の期間が10年以上であるもの
- (5) 入居者が不正の行為によって当該学生専用シェアハウスに入居したときは、当該学生専用シェアハウスに係る賃貸借契約を解除することを賃貸の条件とするもの
- (6) 入居者が学生でなくなった場合は退去することを予定するもの

## 7 申請に必要な書類

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 空き家の付近見取図
- (5) 空き家の配置図及び平面図
- (6) 空き家の現況（改修を行う部分を含む。）が分かる写真

- (7) 空き家の登記事項証明書
- (8) 改修事業に係る設計図面
- (9) 改修事業に係る工事の工期及び概要を明らかにする書類
- (10) 工事費見積明細書の写し（補助対象経費が明確に判別できるものに限る。）
- (11) 市税の滞納がないことが分かる書類
- (12) セーフティネット法第10条第3項の規定による通知書の写し
- (13) 誓約書
- (14) 空き家の耐震性能が確認できる書類
- (15) 耐震改修計画書の写し（耐震改修工事が必要な場合）
- (16) その他市長が必要と認める書類

## 8 注意事項

●まちなかの範囲は、次の5大学の所在地から半径1キロメートル以内の地域（紀の川以北の地域を除く。）です。

- ・和歌山リハビリテーション専門職大学健康科学部・和歌山県立医科大学薬学部
- ・宝塚医療大学和歌山保健医療学部・東京医療保健大学和歌山看護学部 雄湊キャンパス
- ・和歌山信愛大学教育学部

●改修工事にあたり、改修後の住宅の構造が建築基準法、消防法等へ適合している必要があります。必要な工事、申請等について事前に関係部局にご相談ください。

●空き家の耐震性が不十分な場合は耐震改修工事が必要となり、耐震改修工事完了後、耐震性が確保されたことが確認できる書類を提出する必要があります。

●入居の際、入居者が入居条件（単身世帯の学生、月収）に適合していることを証する書類等を市長に提出することが必要です。

●改修事業の完了後10年間、学生専用シェアハウスとしての管理状況等を市長に報告することが必要です。

●応募戸数が募集枠を超えた場合は、1次選定の書類審査を通過した者の中から2次選定として審査を行います。

### 申込の流れ

